

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第 194 回）議事録

1 日時 令和 8 年 4 月 2 日（木）16:30～17:04

2 場所 Web 会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

高田 潤一（分科会長）、長谷山 美紀（分科会長代理）、石井 夏生利、
伊丹 誠、井上 由里子、今井 朝子、大柴 小枝子、國領 二郎、
高橋 利枝、丹 康雄、藤井 威生、増田 悦子（以上 12 名）

（2）専門委員（敬称略）

三次 仁（以上 1 名）

（3）総務省

＜国際戦略局＞

布施田 英生（国際戦略局長）、寺岡 秀礼（技術政策課長）

＜総合通信基盤局＞

湯本 博信（総合通信基盤局長）

・電波部

金子 裕介（電波政策課企画官）、五十嵐 大和（移動通信課長）、
向井 ちほみ（電波環境課長）、松宮 志麻（同課電波利用環境専門官）

（4）事務局

金子 創（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）答申案件

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち
「433MHz帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリーに係る
技術的条件（改訂版）」について

【平成14年 9 月30日付け諮問第2009号】

（2）議決案件

「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち

「周波数割当の在り方」（900MHz帯を使用する新たな無線利用）及び
「無線局の免許制度等の在り方」（無線設備の認証制度の在り方）に
ついて

【令和7年2月3日付け諮問第30号】

開 会

○高田分科会長 ただいまから情報通信審議会第 194 回情報通信技術分科会を開催いたします。

本日はウェブ会議にて会議を開催しており、現在委員 14 名中 11 名が出席し、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、答申案件 1 件、議決案件 1 件でございます。

議 題

(1) 答申案件

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「433MHz 帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリに係る技術的条件（改訂版）」について

【平成14年 9 月30日付け諮問第2009号】

○高田分科会長 初めに「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「433MHz 帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリに係る技術的条件（改訂版）」について、陸上無線通信委員会の三次主査から御説明をお願いいたします。

○三次主査 陸上無線通信委員会主査の慶應大学、三次です。

資料 194-1-1 の概要を用いまして、「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「433MHz 帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリに係る技術的条件（改訂版）」について、陸上無線通信委員会での検討結果を報告いたします。

1 ページ目について、走行中のタイヤの空気圧を測定して伝送するタイヤ空気圧モニタリングシステム、これは TPMS と呼ばれています。そして、皆様も日常的に使われていると思いますけれども、車のロックを遠隔で開閉を操作するリモートキーレスエントリ、これが RKE と略されています。この 2 つの無線システムは、世界的に 433MHz 帯の利用が主流になってきています。

我が国では、従来 315MHz 帯を使用してきましたが、国際的な調和を図る観点から、令和

5年5月から令和6年10月にかけて陸上無線通信委員会において検討を行いました。その後、令和7年2月に総務省におきまして制度整備が行われまして、現在433MHz帯のTPMS/RKEが利用可能となっているところです。この上で、今般、自動車の流通におけるグローバル化の進展に対応するため、周波数幅や筐体条件の見直しについて追加的な検討を行ったということが今回の報告になります。

2ページ以降で、前回の答申時の検討内容をそのまま記載していますので、説明は割愛いたしまして、12ページ目に進みたいと思います。

12ページ目には先ほど申しました令和7年2月に制度化されました現行の技術基準を記載しています。注目していただきたいのは2点ありまして、1つは周波数帯域の幅、これが433.92MHzを中心に250kHz幅になっています。空中線電力、EIRPで1mWです。もう一つ注目していただきたいのは、違法改造対策として1つの筐体に収められていること、容易に開けることができない構造であることといったことが定められています。

13ページ以降が今回の報告対象であります追加検討部分になります。右上に赤枠で追加と記載しています。追加検討が必要になった理由、背景です。

433MHz帯TPMS/RKEは令和7年2月に制度化されたのですが、その後、令和7年7月に日米間の枠組み合意が行われ、9月には日米間の枠組み合意に関する共同声明という文書が出されています。この共同声明の中で赤線を引いた部分、米国製の乗用車について追加試験なしで受入れというような内容が盛り込まれています。

14ページをご覧ください。この共同声明等を考慮いたしますと、今後自動車流通のグローバル化が一層進展することが想定されますので、433MHz帯TPMS/RKEについても国際的な整合性がより求められてまいります。そして先ほど申しましたように、現行基準では250kHz幅となっておりますが、諸外国では1,740kHz幅が利用可能となっており、この見直しは求められてきたところです。

433MHz帯TPMS/RKEはアマチュア無線と周波数を共有しておりまして、過去の検討ではアマチュアの使用区分ごとに同一帯域であるか、隣接帯域であるかに着目して共用検討を実施してまいりました。

周波数帯域幅を250kHzから1,740kHzに拡張した場合、左下の表にありますようにアマチュアの使用区分との間で、同一/隣接の関係性には変化がないことから、過去に共用が可能であるとした検討結果をそのまま活用できると考えています。

15ページは筐体要件でして、近年特にTPMS/RKEなどの小型の無線設備ではRF回路の集

積化が進展し、送受信装置はワンチップで実装されていることが増えてまいりました。これを改造するためには IC チップや基板そのものの交換が必要で、単純な改造は困難になっています。

また、ソフトウェアでの制御が進んでいまして、筐体を開けられなくてもプログラムを変更することで改造が可能で、筐体要件が意味を持たなくなりつつあります。さらに、米国をはじめ諸外国では筐体要件がなく、日本での規制が足かせになりかねません。これに対して不法改造に対する法的な規制は既に存在していまして、法制上の抑止が図られているところでございます。

このような状況を踏まえまして、433MHz 帯 TPMS/RKE については、世界共通の仕様での流通が可能となるように、不法改造に対する法的な規制が規定されていることを念頭に筐体要件を見直すことが適当としています。

16 ページには不法改造に対する規制の参照条文を参考として記載しています。

以上を踏まえまして、17 ページに技術的条件の改訂案を、現行の技術的条件を見え消しの形でまとめています。

1 点目は周波数帯域幅の拡張でして、欧米と同等レベルまで使用可能な周波数帯に広がっています。1,740kHz です。

2 点目は、1 つの筐体に収められていること、また、容易に開けることができない構造であることという筐体要件を見直す内容です。

報告書自体は過去の委員会報告の改訂版という形で 41 ページ以降を中心に記載の追加や見直しを行っています。

報告は以上です。御審議をよろしく願いいたします。

○高田分科会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

私から 1 件確認ですけれども、EIRPについては、帯域幅に関係なく1mWという理解でよろしいですか。

○三次主査 そのとおりです。

○高田分科会長 そこは変化なしということですね。

○三次主査 はい。

○高田分科会長 承知いたしました。

それでは、特に御意見、御質問がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、本件は資料 194－1－3 の答申書（案）のとおり一部答申したいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合はチャット機能でお申し出ください。

それでは、答申書（案）のとおり一部答申することといたします。

三次主査、御説明いただきありがとうございました。

○三次主査　　ありがとうございました。失礼します。

○高田分科会長　　それでは、こちらの答申 1 件に対しまして、総務省から今後の行政上の対応について御説明を伺えるということですので、よろしくお願いいたします。

○湯本総合通信基盤局長　　総務省の総合通信基盤局長の湯本です。

本日は、433MHz 帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリの技術的条件の改訂につきまして、一部答申を取りまとめいただき誠にありがとうございました。

昨今のグローバル市場の環境の変化を踏まえますと、乗用車の国際的な流通は一層加速するものと考えています。今回、使用できる周波数を海外で主に使用されている帯域まで拡張することで、海外製品の円滑な導入と同時に国内製品の海外展開の促進につながるものと期待しているところです。

総務省におきましては、本日の一部答申を受けまして、速やかな施行を目指し、関係省令等の改正手続を進めてまいります。高田分科会長をはじめとして分科会委員の皆様、本報告書の取りまとめをいただきました三次主査をはじめ陸上無線通信委員会の委員、専門委員の皆様方に改めて厚く御礼を申し上げます。今後とも情報通信行政に対する御指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○高田分科会長　　どうもありがとうございます。

(2) 議決案件

「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」（900MHz 帯を使用する新たな無線利用）及び「無線局の免許制度等の在り方」（無線設備の認証制度の在り方）について

【平成 7 年 2 月 3 日付け諮問第 30 号】

○高田分科会長　　それでは、続いて議決案件に移りたいと思います。

「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り

方」(900MHz 帯を使用する新たな無線利用)及び「無線局の免許制度等の在り方」(無線設備の認証制度の在り方)について、電波有効利用委員会の藤井主査から御説明をお願いいたします。

○藤井主査　電波有効利用委員会主査の藤井です。

それでは、諮問第 30 号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」及び「無線局の免許制度等の在り方」について御報告させていただきます。

本委員会では、900MHz 帯の活用方策の検討を行うため、本年 1 月に計 2 回ヒアリングを行い、900MHz 帯を使用する新たな無線利用について検討を行ってまいりました。また、無線設備の認証分野における重要課題や優先して実施すべき政策課題等について検討を行うため、昨年 7 月に委員会の下に「無線設備の認証の在り方検討作業班」を設置し、無線技術の進展を踏まえた新たな無線設備の認証審査の在り方等について検討を行ってまいりました。これらの検討事項について本年 2 月 17 日に開催しました第 11 回委員会において報告案を整理し、2 月から 3 月にかけて意見募集を行った後、3 月 31 日に開催しました第 12 回委員会において報告を取りまとめました。委員会の報告は資料 194－2－1 及び資料 194－2－2 のとおりです。

それでは、内容の説明は資料 194－2－1 の概要版を使って御説明させていただきたいと思います。

3 ページの第 1 章では、検討の背景・経緯をまとめています。我が国は人口減少・少子高齢化に直面しており、生産性の向上に取り組むことが喫緊の課題である中、電波を使ったシステム・サービスは、国民生活や経済活動に深く浸透しており、国民生活を便利で安全・安心なものにし、経済成長の源泉となる可能性があり、国が取り組むべき電波の有効利用の推進の在り方について包括的に検討することが必要ということで、昨年 2 月に諮問をいただき、検討を進めてまいりました。

4 ページの第 2 章では、「周波数割当の在り方」に関して、900MHz 帯を使用する新たな無線利用についての議論をまとめています。現在 900MHz 帯では、携帯電話をはじめ様々な無線システムが運用されていますが、その一つとして「MCA 陸上移動通信」と呼ばれるシステムが運用されています。

この MCA は中継局を介して複数の通信チャンネルを多くの利用者が共同で利用する無線システムです。MCA は輻輳が少なく、一斉通信やグループ通信が可能であるといった特性

を持つことから、災害に強いシステムとして主に地方公共団体や運輸事業者等に利用されています。現在、一般財団法人移動無線センターが中継局を運用していき、「デジタル MCA」と「MCA アドバンス」と呼ばれるサービスを提供しています。このうち、「デジタル MCA」は 20 年以上前にサービスが開始されたシステムでして、機器の老朽化などに伴いまして、2029 年、つまり 3 年後の 5 月末でサービスが終了することが決まっています。また、「デジタル MCA」の高度化システムとして開始された「MCA アドバンス」サービスは、携帯電話や衛星通信システムの普及などの環境変化の中で、加入者数が当初の想定を大幅に下回り、事業改善の見通しが立たないとして、こちらは 2027 年、来年の 3 月でサービスを終了することが公表されています。

5 ページ目について、移動無線センターによる MCA サービスの終了を踏まえまして、本委員会では、その跡地の活用方策について検討を行ってまいりました。

900MHz 帯の割当状況を 5 ページ目の下半分にお示ししていますが、このうち左側の黒い点線で囲った周波数帯については、先行して検討が進んでいきまして、昨年 10 月に情報通信技術分科会から一部答申がなされています。

今回は、右側の赤枠で囲った 2 つの帯域について検討を進めるため、昨年 8 月から 10 月にかけて総務省において利用ニーズの調査が実施されました。調査の結果、7 者から 8 件の提案がありましたが、うち 1 件はその後提案を取り下げましたので、6 者から計 7 件の提案を対象に検討を行いました。

6 ページ目に提案概要を一覧にしております。

各提案を周波数軸で分類しますと、上の 2 つが主に高度 MCA の帯域の使用を希望する提案、下の 3 つが主にデジタル MCA の帯域の使用を希望する提案、そして、高度 MCA・デジタル MCA 両方の帯域にまたがった使用を希望する提案と、3 つに分類できます。

7 ページ目では、提案された内容が多様であったことから、統一的な観点によるヒアリングを行うため、ニーズ、実現可能性、社会的な効果、技術的な要素の 4 つの観点を整理いたしました。その後委員会において、提案者からヒアリングを行った上で、構成員ごとに各提案に対するコメントを作成し、事務局において報告として取りまとめています。

8 ページ目以降に、提案ごとに 1 件ずつ、ヒアリングの観点ごとにコメントを要約して記載していますが、時間の関係もありますので、個別の説明は割愛させていただきます。

14 ページ目には、提案ごとのコメントを踏まえまして、900MHz 帯の活用方策として総括しています。総括に当たっては先ほど申し上げた提案帯域に着目しまして、高度 MCA の帯

域の使用を希望するもの、デジタル MCA の帯域の使用を希望するもの、そして両方の帯域にまたがった使用を希望するものに分けてまとめています。

まず、高度 MCA で用いている帯域の使用を希望する提案に関する総評です。

MetCom の提案については、現行の高度 MCA 陸上移動通信システムを基盤としており、具体的なニーズや社会的意義が明確であるとともに、事業体制が明確で実現可能性が高いと言えるという評価があった一方、「MCA アドバンス」サービスの終了の理由となった適切な規模のユーザーの確保や端末コストの低廉化の実現に留意が必要というコメントがありました。

NTT ドコモの提案については、携帯電話システムを基盤としており、技術的に確立されていることから実現性は高いという評価があった一方で、想定されるニーズが抽象的であり、周波数の割当状況から携帯電話用途としての利用は限定的なものになることが想定されるといったコメントがありました。

以上を踏まえまして、委員会報告では、ニーズや社会的意義が明確で、実現可能性も高い「(新) 高度 MCA としての活用を検討していくことが適当」というふうにしています。

次に、デジタル MCA で用いている帯域の使用を希望する提案に関する総評です。

Wi-SUN Alliance 及び 802.11ah 推進協議会の提案については、IoT 向けのシステムとしてのニーズや IEEE 規格に基づく技術的な実現可能性について一定程度評価できるという評価があった一方で、高速化・大容量化を志向することにより、携帯電話等既存システムでの代替可能性が考えられ、提案システムにおける本帯域利用の必然性が不明確であるというコメントがありました。

特定ラジオマイク運用調整機構の提案については、既存の特定ラジオマイクの制度的・技術的基盤を背景としており、実現可能性が高いことに加え、プロオーディオ分野における高音質・低遅延性確保の点から代替困難なシステムであると考えられるという評価があった一方で、国際的な周波数調和の観点やユーザーによる本帯域の利用が進むかといった点に留意が必要であるというコメントがありました。

以上を踏まえまして、委員会報告では、よりニーズが明確でほかのシステムによる代替が困難である「特定ラジオマイクとしての活用を検討していくことが適当」としています。

最後に、両方の帯域にまたがった使用を希望する提案です。

プリシードの提案については、製造現場でのデータ伝送というニーズは明確であるといった評価がある一方で、既存の業務用デジタル無線と本質的に同一の技術であること、無

線 LAN やローカル 5G 等既存システムにより代替可能であることなど、本帯域を要望する必然性が不明確であるといったコメントがありました。本提案は、ニーズ、実現性、社会的な効果及び技術的な要素のいずれにおいても課題が大きいこと、高度 MCA 陸上移動通信及びデジタル MCA 陸上移動通信の両帯域にまたがるものであり、ほかの提案システムとの共存が困難であると考えられることから、委員会報告では、新たに導入する必然性に欠けるとしてしています。

15 ページ目には、最後に今後の検討課題をまとめています。

今回、委員会で検討しました 900MHz 帯はサブギガヘルツ帯とも呼ばれ、伝搬特性や帯域幅の確保、技術的な利用の容易性から、陸上における移動通信の世界では、いわゆる「プラチナバンド」と言われている周波数帯です。このたび、新たな活用を検討していくことになった無線システムの導入に当たっては、本帯域が携帯電話をはじめ RFID など多数の既存無線システムに利用されていることを踏まえ、総務省において新たな無線システムとこれら既存無線システムとの共用可能性について技術的な検討を行うことが必要であるとしています。

特にラジオマイクについては、近年 WMAS と呼ばれる、周波数の利用効率が高い方式が実用化されていますので、このような技術を積極的に取り込んでいくことが望まれます。

また、プラチナバンド全体の逼迫状況を踏まえまして、例えば 700MHz 帯特定ラジオマイクと携帯電話との共用について精査を行い、運用条件の見直しや将来的な周波数移行の可能性も含めて検討を行うなどが考えられます。一方で、実際の周波数移行に当たっては、将来的な 900MHz 帯特定ラジオマイクの普及状況や 700MHz 帯特定ラジオマイクの利用状況などを勘案した上で、既存免許人の動向も踏まえつつ総合的に判断する必要があると考えています。加えて、新たな無線システムの導入後もその利用状況についてフォローを行いまして、継続的に電波の有効利用を図っていくことが求められるとしています。

16 ページ目は、次に第 3 章で、「無線設備の認証制度の在り方」についての議論をまとめているところです。

17 ページで、まず、本検討の背景を御説明いたします。現在、我が国においては、電波を利用する機器が生活や経済に浸透する一方で、人口減少や少子高齢化により社会全体の生産性向上が期待される中、電波の有効利用に向けてより効率的な制度が求められています。無線設備の技術基準の認証制度の分野における重要なポイントは、1 点目、無線技術の進展を踏まえた新たな無線設備の認証審査の実施です。特に、近年利用が進んでいます

ソフトウェアアップデートによる無線機能の変更への対応、加えて 5G 以降のネットワークを柔軟かつ経済的に構築するための極めて重要な技術であります、携帯電話基地局の Open RAN や vRAN への対応が喫緊の課題です。

2 点目は、現行の認証制度において顕在化している課題の是正です。製品において技適マークが確認できないケースや基準不適合設備の利用防止の徹底が図られないケースについての対応が求められています。これらの 2 点について検討を進めてまいりました。

18 ページ目では、各課題の内容を説明したいと思います。

先ほども御説明しましたとおり、ハードウェアで実装されていた無線機能をソフトウェアによって実現するソフトウェア無線技術が進展しています。一方で、電磁的方法による表示がなされない特定無線設備は、新しい技術基準等に対応するためのソフトウェアアップデートを行う場合、現状制度においては新たな認証番号が付与され、技適マークの貼り替えのために製品の回収が必要であることから、認証取得者にとっての負担となっているという課題があります。

19 ページを御覧ください。次に、携帯電話基地局の無線設備について、Open RAN 及び vRAN の進展・普及が進んでいます。現状制度における審査に当たっては、CU/DU のハードウェアやソフトウェアの変更があった場合、組合せごとに再認証を要するため膨大な工事設計認証の取得が必要となります。加えて、再認証ごとに新たな認証番号が付与されるため、技適マークの貼り替えが必要であり、認証取得者の負担になっています。電波有効利用委員会において、認証対象範囲を必要最小限とするよう求める意見がありました。加えて、電波の電気的特性に影響がない部品であっても、同一型番ではない部品に交換した場合は、現行制度では再認証が必要であり、認証取得者の負担になっているとの指摘もありました。

20 ページ目では、こうした課題について、欧米を中心とした諸外国における認証制度も参考に、我が国に適する方法を検討してまいりました。

21 ページに検討結果を示しています。無線機能を変更するソフトウェアアップデートの認証の在り方として、ソフトウェアバージョン情報を加えて認証情報を管理し、技適マークの貼替えが発生しないよう、ソフトウェアアップデート前の認証番号と同一認証番号とすることを可能とする方法が適当であると考えています。なお、カナダの認証方法と近い方法となります。ただし、同一認証番号であったとしてもソフトウェアアップデートの前と後との認証を区別する必要があるため、対象の無線設備の管理画面によりソフトウェ

アップデート情報を確認できることを本認証制度の適用の要件とすることが適当であると考えます。

加えて、無線局の開設・運用の条件が変更となるソフトウェアアップデートによる無線機能の更新は、意図しない電波法違反につながる可能性を高めることから、本認証制度が適用可能なソフトウェアアップデートは無線局の開設・運用の条件を生じさせないことを原則とし、認証ルールに関する混乱を避けるため、本認証制度が適用可能な無線設備の種類などの要件をあらかじめ規定することが適当であると考えます。

22 ページ目では、Open RAN・vRAN の認証に当たっては、ハードウェア管理等を簡素化する一方、ソフトウェアバージョン情報を管理し、RU 単位での同一認証番号を認めることが適当であると考えます。

次に、Open RAN・vRAN の認証範囲につきまして検討いたしました。その結果、電波法において規定する無線設備としての機能は、RU 単体ではなく、CU、DU、RU 全体によって実現されるため、Open RAN・vRAN の認証対象範囲は、CU+DU+RU とすることが適当と考えます。

また、部品交換の認証取扱の整理は、RAN の運用や管理の状況を勘案し、RAN 設備における発射する電波の電気的特性に影響がないと想定される部品を総務大臣が定め、認証機関が確認できた部品に関して、同等品への交換であれば、再認証が不要となることを制度上明確化することが適当と考えます。

23 ページ目に、現行の認証制度における顕在化している課題とその対応について、次のように整理しております。

技適マークの表示には、マークに加え認証番号の表示も必要なため、表示に要する面積が大きい状況にある一方で、無線製品には他の法律に基づくマークや外国法に基づくマークを表示する必要があり、技適マークを表示するためのスペースの確保は困難なケースが発生しています。また、無線設備を組み込む製品において技適マークを確認できないケースが発生していることについては、最終製品に技適マークを表示することがメーカーにとって負担が大きいことが要因の一つとなっていることが確認されました。

24 ページ目を御覧ください。また、技適マークの確認という側面からは、電子商取引 (EC) 販売の増加によって、消費者が技適マークの表示を確認できないままの購入を判断しなければならないケースが増加しているといった環境の変化があります。そして、技適マークの表示を確認できないことによって、利用者が電波法違反となる可能性や施設の電波管理ができないといった影響が出ていることが指摘されました。

25 ページ目を御覧ください。こうした課題の今後の取組の方向性としましては、技適マークの表示方法については利用者と製品メーカーの意見が両立する新たな規律が求められているため、現状を適切に踏まえた上で、無線設備の利用者、製品メーカー、販売者、EC モール運営事業者といった関係者の意見を十分に聴取した上で検討する必要があります。

加えて、技術基準適合性に関する情報（認証番号等）の提示の推進、電波法上の利用者のリスクや注意事項などについての購入者への確実な情報伝達の推進、購入者に対する周知・啓発の強化、市場監視の改善・強化を行っていくことが適当であると整理しています。

最後になりますが、無線設備の認証制度は、電波環境を維持し、電波を有効に利用するために大変重要な制度です。一方で、無線技術の進化や市場環境の変化は非常に速いため、そのスピードに合わせて制度を進化させていく必要があります。今回の検討においては、技術革新への対応方策案を取りまとめるとともに、現行の制度の顕在化している課題の要因を掘り下げ、今後の対応の方向性を取りまとめました。今後本検討を基に、よりよい認証制度の実現が重要と考えます。

長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくお願いします。

○高田分科会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

内容が多岐にわたっておりますが、特に御質問がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、ただいまの御説明を了承して、資料 194－2－2 を「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」（900MHz 帯を使用する新たな無線利用）及び「無線局の免許制度等の在り方」（無線設備の認証制度の在り方）一部答申（案）として、こちらを次回の情報通信審議会総会に提案することとしたいと思います。いかがでしょうか。御異議がある場合は、チャット機能でお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、一部答申（案）として総会へ提案することといたします。

ありがとうございました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。事務局から何かございますか。

○金子総合通信管理室長 特にございません。

○高田分科会長 ありがとうございます。

閉 会

○高田分科会長 それでは、本日の会議はこれで終了いたします。

 次回の日程につきましては事務局から御連絡差し上げますので、皆様、よろしくお願い
いたします。

 以上で閉会といたします。ありがとうございました。